

いちばけんぽ

東京中央卸売市場健康保険組合

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 管理施設棟2階
TEL 03-6633-0711 FAX 03-6636-6100

2021年
春号



健保組合のHPをご覧ください

いちばけんぽ

検索

令和3年度 予算と事業計画

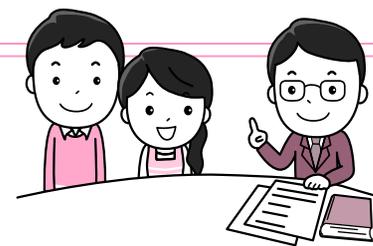
健保勘定の予算（保険料率9.90%）

収入の部	3年度予算（千円）	割合	事項
保険料収入	8,562,821	95.77%	
その他の収入	377,998	4.23%	調整保険料収入、繰入金等
収入総額	8,940,819	100.00%	

支出の部	3年度予算（千円）	割合	事項
保険給付費	5,198,562	58.15%	医療費、現金給付の支払い
納付金	3,056,112	34.18%	前期・後期高齢者納付金等の支払い
保健事業費	239,010	2.67%	職場健診・人間ドック等の費用
その他の支出	447,135	5.00%	事務費、予備費等
支出総額	8,940,819	100.00%	

介護勘定の予算（保険料率1.70%）

収入の部	3年度予算（千円）	支出の部	3年度予算（千円）
保険料収入	1,007,077	介護納付金	1,037,178
繰入金	50,000	その他の支出	19,920
その他の収入	21		
収入総額	1,057,098	支出総額	1,057,098



令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により標準報酬月額的大幅な減、賞与支払額の減少により収入が減少し、非常に厳しい状況ですが、積立金から繰り入れを行い、保険料率は9.90%のまま据え置くことといたしました。

保健事業につきましては、令和2年度同様にいちばけ

んぽの発行や健康診査（特定健診）の費用補助、インフルエンザ予防接種への助成など、今年度も皆様の健康維持・増進を目的とした事業を行ってまいります。

介護保険については、令和3年度の国に納める介護納付金が4500万円以上増加しており、健保組合にとって厳しい状況となっています。

令和3年度事業計画（基本項目）

- (1)被保険者の資格、標準報酬月額・賞与額の適正な調査決定に努める。
- (2)資格取得時等にマイナンバーの収集、登録を確実に行う。
- (3)電子申請の義務化に伴い、システム環境の整備等を行う。
- (4)健康保険及び介護保険料債権の管理及び確実な収納に努める。
- (5)診療報酬明細書（レセプト）点検の強化、医療費の分析、ジェネリック医薬品の使用促進等により医療費の適正化に努める。
- (6)年1回の紙での医療費通知と併せてWebによる医療費通知を実施する。
- (7)ジェネリック通知を医療費通知と併せて実施する。
- (8)各種健診、相談、指導等生活習慣病予防に重点を置いた事業を実施する。
- (9)機関紙・「いちばけんぽホームページ」により業務、医療、健康等の情報を適切に提供する。

令和3年度事業計画（保健事業）

(1)健康診査（特定健診）の実施

(ア)直接契約（46健診機関）

健診種目	年齢制限	受診者負担額（円）
①一日人間ドック健診	40歳以上	19,000
②生活習慣病健診 胃部血液検査	制限なし	8,000
③生活習慣病健診 胃内視鏡・バリウム検査	40歳以上	10,000

(イ)全国一括契約

健診種目	年齢制限	受診者負担額（円）
①人間ドック健診	40歳以上	16,500
②生活習慣病健診	制限なし	6,500
③婦人生活習慣病予防健診 受診機会の拡大（春、秋実施）	制限なし	6,000

(ウ)職場健診

健診種目	年齢制限	受診者負担額（円）
①職場健診	A2コース	4,000（2,500）

- (エ) メンタルヘルスの相談窓口を東京都総合組合保健施設振興協会（以下、「東振協」という。）と契約のうえ実施
- (オ) 二次健診該当者、要医療者等への受診勧奨の実施



(2)特定保健指導の実施

健診結果に基づき、健康管理が必要な方へ対し、特定保健指導を行う。

(3)インフルエンザ予防接種費用一部補助

- ①補助金対象者…全被保険者を対象に実施する。
- ②補助金額……年1回1,000円を限度とし実施する。
- ③対象接種期間…令和3年10月1日～令和4年2月末日まで
- ④予防接種の実施方法
 - ア) 東振協を利用する場合
 - ・あらかじめ費用を差引いた額で接種できる。
 - イ) 東振協以外の医療機関を利用する場合
 - ・接種後「申請書」に、「領収書」を添えて提出する。

(4)脳検査委託事業の実施

- 東振協と検査業務委託を契約し、全国、約140の医療機関が利用可能。
- 脳検査費用は、1人1回につき30,800円（税込）以下の契約で、全額利用者負担となる。
- 対象者は、被保険者、被扶養者とし、年齢制限はなし。

(5)一泊人間ドック、脳ドックの実施

- 一泊人間ドック（38,200円）・脳ドック（66,000円）は、全額利用者負担で割引契約を継続する。

(6)保健指導宣伝事業

- 機関紙「いちばけんぼ」を原則、年4回（3月（春号）、6月（夏号）、9月（秋号）、12月（年末号））発行する。
- 健診・レセプトデータの経年解析を行い、組合全体又は事業所単位の健康増進に関わる課題を整理するため委託業者と契約。【株式会社 ミナケア】
- 国（健康保険組合連合会）が行う「組合運営サポート事業」として健康管理アプリ（スマートホン用）を導入。【株式会社 グッピーズ】
- 加入者に向けた健康教室の実施。（健康づくりの働きかけ）

(7)体育奨励事業について

- 東振協主催の「ミニマラソン大会」への参加の補助を行う。
- スポーツ施設「ルネサンス」との団体契約

(8)契約保養所利用料一部補助について

- 補助金は、一人一泊2,000円で年間3泊（6,000円）を限度とする。
- 旅行会社との利用契約 = Knt（近畿日本ツーリスト）、JTB（Web）、日本旅行等
 - 公共施設との利用契約 = 休暇村協会
 - 施設と直接利用契約 = かんぼの宿、グリーンピア津南、プリンスホテル等



住所変更届について

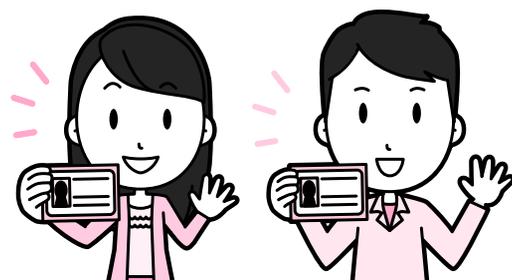
転居等で住所が変わった場合は、『住所変更届』の提出をお願いします。提出がないと、当組合や年金事務所からの大切なご案内等が届かない場合がございます。ご協力をお願いいたします。

※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

＝|| マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました ||＝

今月下旬から、「オンライン資格確認」の運用がスタートし、専用のカードリーダーが設置されている医療機関や薬局では、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。（これまでの保険証も変わらず利用できます。）

ここでは、マイナンバーカードを使って資格確認をする流れなどをご説明します。



01 準備は必要なの？

マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前の登録が必要です。登録の申し込みは、パソコンやスマートフォンから「マイナポータル」で行えます。（「マイナポータル」とは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。）



02 どこで使えるの？

スタート時点では、全国の医療機関・薬局のうち25%程度で利用可能です。

カードリーダーが設置されている医療機関には、「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってあります。また、事前に確認したい場合は、厚生労働省のホームページで確認できるようになる予定です。



03 どうやって使うの？

- マイナンバーカードをカードリーダーに置きます。（受付の方に渡す必要はありません。）
- 顔の撮影、または暗証番号（マイナンバーカード発行時に設定した4桁のもの）を入力します。
- 資格確認が完了です。高額療養費制度を利用する場合には、引き続き「限度額情報の提供」画面で同意ボタンを押します。

保険証を利用する場合には、これまでどおり受付の方に保険証を渡してください。受付では、保険証の「記号」「番号」と昨年10月以降新たに印字されている「枝番（個人を識別する2桁の番号）」を入力して、オンラインでの資格確認を行います。

高額療養費制度を利用する場合には、窓口の方に申し出てください。対応の医療機関では限度額適用認定証を提示する必要はありません。

ど|ん|な|い|い|こ|と|が|あ|る|の|？|

加入者のメリット

① 限度額適用認定証が不要に！

医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」を発行するために事前申請をいただいておりますが、医療機関側でオンラインにより自己負担限度額が確認できるようになるため、不要となります。

② 健康保険証としてずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



③ 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。また、本人が同意をすれば、今までに使った薬剤情報や特定健診情報を医師等と共有できます。（今年秋以降の予定）

④ マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります。また、確定申告における医療費控除の手続で、マイナポータルを通じた自動入力が可能になります。（今年秋以降の予定）

医療機関・薬局のメリット

⑤医療保険の資格確認がスピーディーに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



健保組合のメリット

⑥健保組合の事務コストの削減！

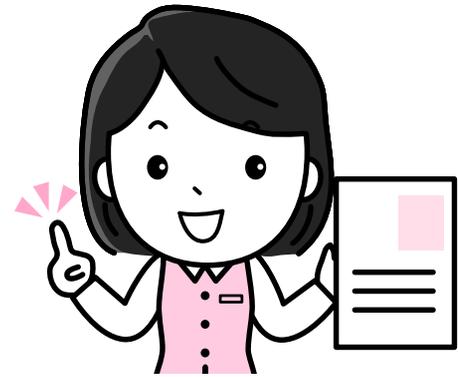
医療費の請求誤りや、資格喪失後受診による医療費返還請求の事務が減少し、コスト削減につながります。

4月は就職シーズン 家族に異動がある場合は届出を！

現在被扶養者として認定されている方が被扶養者の認定要件に該当しなくなった場合は、すみやかにお手続きをしてください。

提出書類	「被扶養者（異動）届」
添付書類	「保険証」「高齢受給者証・限度額適用認定証（交付を受けているとき）」 ※保険証を添付できないとき「健康保険被保険者証滅失・回収不能届」
提出期限	削除に該当する日から5日以内

被扶養者収入基準額	60歳未満：年額130万円 月額108,334円未満
	60歳以上：年額180万円 月額150,000円未満



【削除事由】

- 家族が就職した（削除日は就職した日）
 - 被扶養者の収入が認定基準を超えた（削除日は収入が基準を超えた日）
 - 離婚した（削除日は離婚した日）
 - 家族が死亡した（削除日は死亡日の翌日）
 - 家族が75歳になった（削除日は75歳の誕生日）
 - 家族が65歳～74歳で一定の障害があるため広域連合の障害認定を受けた（削除日は障害認定を受けた日）
 - 失業保険基本手当日額3,612円（60歳以上は5,000円）以上の受給を開始した（削除日は待機期間満了日の翌日）
 - 同居が扶養認定の必須要件の被扶養者が別居になった（削除日は別居した日）
 - 別居の家族への仕送りをしなくなった。また、仕送り額が別居家族の収入より少額になった。
 - 海外へ居住することになり、国内居住要件を満たさなくなった（住民票を除票）
- ただし次の①～④の例外事由に該当する場合は、被扶養者資格は継続となります。
- ①外国において留学をする学生
 - ②外国に赴任する被保険者に同行する者
 - ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - ④被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた人であって②と同等と認められる人

